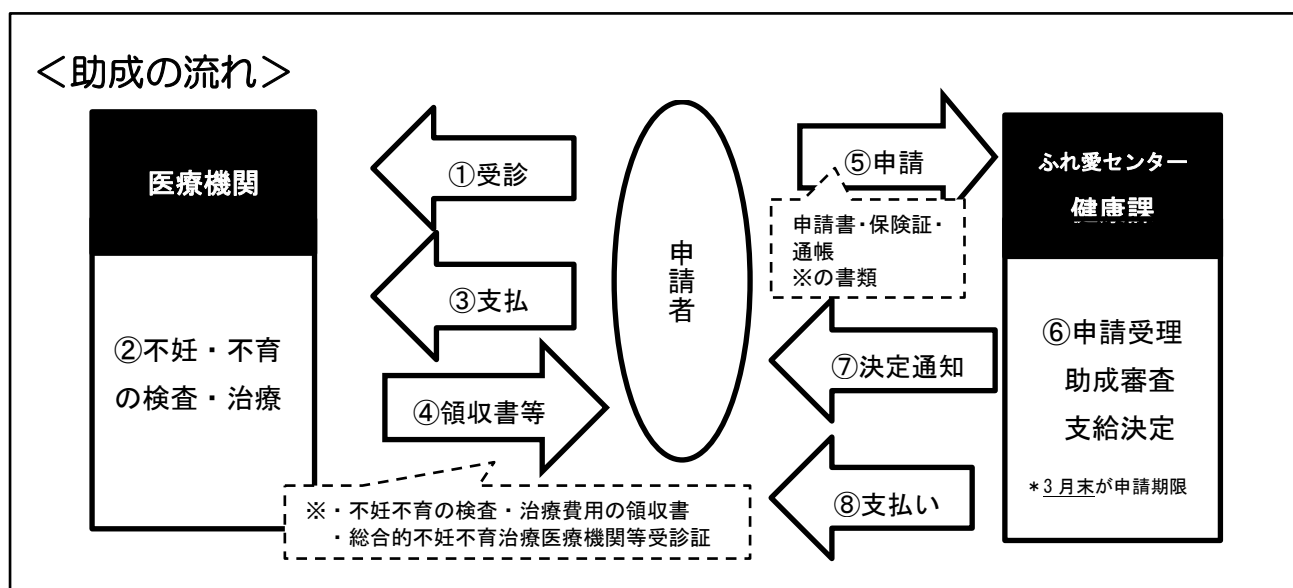


「総合的不妊不育治療助成事業」申請案内

総合的不妊不育治療助成事業とは、不妊症及び不育症の検査・治療を受けるご夫婦の経済的負担を軽減するため、検査・治療費用の一部を助成する事業です。より早い段階で不妊症・不育症の検査・治療をするきっかけづくりに役立てていただきたいと思います。助成事業を受けるには、いくつかの要件や必要書類があります。この申請案内をよくお読みいただき、該当される方は、田尻町健康課まで申請してください。



(お問い合わせ)

田尻町 健康課 (たじりふれ愛センター1階)

住所: 田尻町嘉祥寺 883-1

電話: 072-466-8811

FAX: 072-466-8841

「総合的不妊不育治療助成事業」のご案内

＜助成対象者＞

- 次の①～⑤の要件すべてを満たす方に助成します。
 - ① 法律上の婚姻をしている夫婦
 - ② 医師による不妊症・不育症の検査・治療の必要があると判断された方
 - ③ 助成を受ける不妊症及び不育症の検査・治療日から申請日まで継続して田尻町に住所を有する方
 - ④ 助成を受ける妻については、検査・治療開始日が**43歳未満**の方
 - ⑤ 申請日において田尻町税の滞納がない方

＜助成内容＞

- 1人につき、年度ごとに上限5万円とします。
※他制度の助成を受けた方は、検査・治療に要した費用から他制度の助成金額を控除した額とし、年度ごとに上限5万円を助成します。

＜助成回数＞

- 1子につき、各治療通算6回を限度とします。
※初めて治療を受ける際の治療開始日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合、各治療通算3回まで

＜助成対象となる検査・治療＞

- 次の①～④に掲げる検査・治療を助成の対象とします。
 - ①医療保険各法に規定する療養の給付が適応になる不妊治療
例：体外受精、人工授精、タイミング療法、薬物療法、手術治療など
 - ②医療保険適用外の不妊治療
※ただし、夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療又は代理母・借り腹による治療は対象となりません。
 - ③治療の一環として行われる検査・治療開始前の不妊原因を調べるための検査
※不妊検査の結果、不妊症と診断されなかった場合でも、検査費用は助成の対象とします。
 - ④医療保険の適応の有無にかかわらず、不育症検査及び治療
例：薬物療法、手術治療、抗体検査、染色体検査など
- 入院費、食事代等の治療に直接関係ない費用は助成の対象外です。
- 不妊症及び不育症の検査・治療を行う医療機関については、産婦人科・泌尿器科であれば、大阪府内府外を問わず、どちらの医療機関を受診していても助成の対象となります。
- 高額療養費制度で払い戻しがあつた費用については助成の対象となりません。
医療費が高額になる場合は、限度額認定証をご利用ください。



他制度の助成（例：高額療養費制度など）を受ける場合は、必ず先に他制度の助成を受けてから申請をしてください。

<助成金の申請方法>

申請者

- ・不妊症及び不育症の検査・治療を受けている方（夫婦とも可）

申請窓口

- ・田尻町 健康課（たじりふれ愛センター内 1 階）
- ・郵送による申請はできません。

申請に必要なもの

- ・次の1～5はすべてが必要です。6は該当される方のみ対象となります。

1. 「田尻町総合的不妊不育治療助成申請書（様式第1号）」

申請書記入にあたっての注意事項をよく読んで記入してください。

2. 「田尻町総合的不妊不育治療助成医療機関等受診証明書（様式第2号）」

受診した医療機関で記入してもらってください。

受診証明書の作成には、医療機関所定の文書作成料が必要な場合があります。

（必ずしも無料で作成されるものではありません。）

3. 不妊症及び不育症の検査・治療の費用に係る領収書の原本

検査・治療日を含む医療機関及び薬局発行の領収書

必ず原本をご提示ください。申請時、健康課でコピーをとり、原本はお返しします。

夫婦で申請される場合は、それぞれの名義での領収書が必要となります。

4. 申請者の保険証のコピー

各保険組合に給付情報等を確認させていただくことがあります。

5. 振込口座通帳のコピー

6. 他制度の助成を受けていることが分かる書類【他制度の助成を受けている場合のみ】

- ・限度額適用認定証のコピー【限度額認定証を利用している場合】
- ・他制度の助成を受けた内容や助成額が確認できる書類【上記以外の助成を受けている場合】

<申請期限>

- ・検査及び治療を受けた日の属する年度の3月末までが申請期限です。

※当該年度分の治療が3月までである場合や他制度の助成を受けるために申請が期限内に間に合わない場合は早めにご相談ください。

<助成金の支給方法>

- ・申請書類の審査終了後、適正であると判断された場合に、申請者本人に決定通知書を郵送するとともに、申請書記載の口座に振り込みます。
- ・指定の口座への振り込みまでには、1ヶ月から3ヶ月かかります。

<助成金支給申請の不承認、助成の取り消し>

- ・審査の結果、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し、理由を付した通知書を送付いたします。また、虚偽の申請等不正な手段で助成を受けた場合は、助成の決定を取り消し、助成金を返納していただく場合もあります。

＜不妊症、不育症に関する相談窓口等＞

【田尻町内の相談窓口】

相談	内容	問い合わせ（担当課）
不妊症・不育症相談	不妊症・不育症にまつわる相談を助産師や保健師がお受けします。相談内容により関係機関を紹介したり、必要な情報を提供します。	健康課 （ふれ愛センター内） 電話：072-466-8811
女性総合相談	女性の専門カウンセラーがあなたの立場で一緒に解決策を考えます。 日時：毎月 第4水曜日 午前10時～午後1時 （相談時間は1人50分） ※一時保育あり（予約時にお申込みください）	企画人權課 （役場本館内） 電話：072-466-5019

【大阪府の相談窓口】

相談機関	内容	問い合わせ先
おおさか不妊専門相談センター	＜不妊・不育にまつわる電話相談＞ 不妊に悩む夫婦等に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について助産師・医師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を行います。 日時：第1・3水曜日 午前10時～午後7時 第2・4水曜日 午前10時～午後4時 第1～4金曜日 午前10時～午後4時 第4土曜日 午後1時～午後4時 （第5水曜・第5金曜・水、金曜の祝日・年末年始を除く）	ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター） 専用ダイヤル： 06-6910-8655
	＜女性産婦人科医師による不妊・不育の面接相談＞ 治療のこと、薬や検査のことについて、女性の産婦人科医師が面接で相談をお受けします。助産師も同席します。相談は無料です。 日時：毎月第4土曜日 1人（1組）30分 場所：ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）	おおさか不妊専門相談センター事務局 06-6910-1310

【助成制度に関する申請窓口】

申請先	内容	問い合わせ（担当課）
田尻町健康課	＜田尻町総合的不妊不育治療助成事業＞ 不妊症、不育症の検査・治療を受けるご夫婦の経済的負担を軽減するため、検査・治療費の一部を助成する事業です。 より早い段階で不妊症・不育症の検査・治療をするきっかけづくりにお役立て下さい。	田尻町 健康課 （ふれ愛センター内） 電話：072-466-8811